

福知山市一般廃棄物処理基本計画

埋立処分場延命化実施計画

令和元年5月

福知山市

目次

第1章 はじめに

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 福知山市埋立処分場（牧神谷）の沿革・・・・・・・・・・2
- (3) 一般廃棄物・産業廃棄物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 現状把握と要因解析

第1節 ごみ処理量の現状把握と問題点

- (1) 受け入れたごみの重量・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 埋め立てたごみの容量・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (3) 埋立処分場の残余量・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (4) 問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2節 要因解析

- (1) 産業廃棄物の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (2) 安価な処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第3章 埋立処分場延命化実施計画

- (1) 延命化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (2) 実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第1章 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)の10年間における本市のごみ処理に関する方向性を示す「福知山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)」を平成23年(2011年)3月に策定し、5年後の平成28年(2016年)3月に中間見直しを行なった。その際、最終処分する廃棄物の量を推計したところ、当初、令和5年(2023年)まで埋立可能と見込んでいた第Ⅲ期埋立処分場が、推計では令和3年(2021年)までしか埋められず、短命化していたことが判明した。

そこで、「一般廃棄物処理基本計画中間見直し(ごみ処理基本計画)」の最終処分に関する目標として、産業廃棄物の埋め立て量を平成26年度(2014年度)比50%減とすることを掲げた。また、その方策として、産業廃棄物処理手数料の段階的引き上げ、受け入れる廃棄物の種類の縮小、もしくは受け入れの停止について検討し実施することとした。

本計画は、「一般廃棄物処理基本計画中間見直し(ごみ処理基本計画)」の中の、埋立処分場延命化に係る事項をより具体的に推進するための実行計画を策定するものである。

(2) 福知山市埋立処分場（牧神谷）の沿革

本市牧神谷の不燃物埋立処分場（以下、「埋立処分場」という。）は、昭和 63 年（1988 年）に一般廃棄物の最終処分場と産業廃棄物の最終処分場とを併設し、埋立を開始した。その後、平成 8 年（1996 年）には第Ⅱ期埋立処分場の埋立を開始し、平成 17 年（2005 年）には、第Ⅱ期埋立処分場の嵩上げ工事にて増量を行なうとともに、産業廃棄物の最終処分場を廃止し、一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理する「併せ産廃処理施設」（p 6 参照）となった。平成 26 年（2014 年）には現在埋立を行なっている第Ⅲ期埋立処分場の埋立を開始し、平成 28 年度（2016 年度）末の残余量は 112,800 m³となっている。

平成 29 年度（2017 年度）からは段階的に第Ⅰ・Ⅱ期埋立処分場の嵩上げ工事に着手し、19 万 m³の増量を行う。また、容量は未定だが、第Ⅳ期埋立処分場の整備に向けた準備を行なっている。

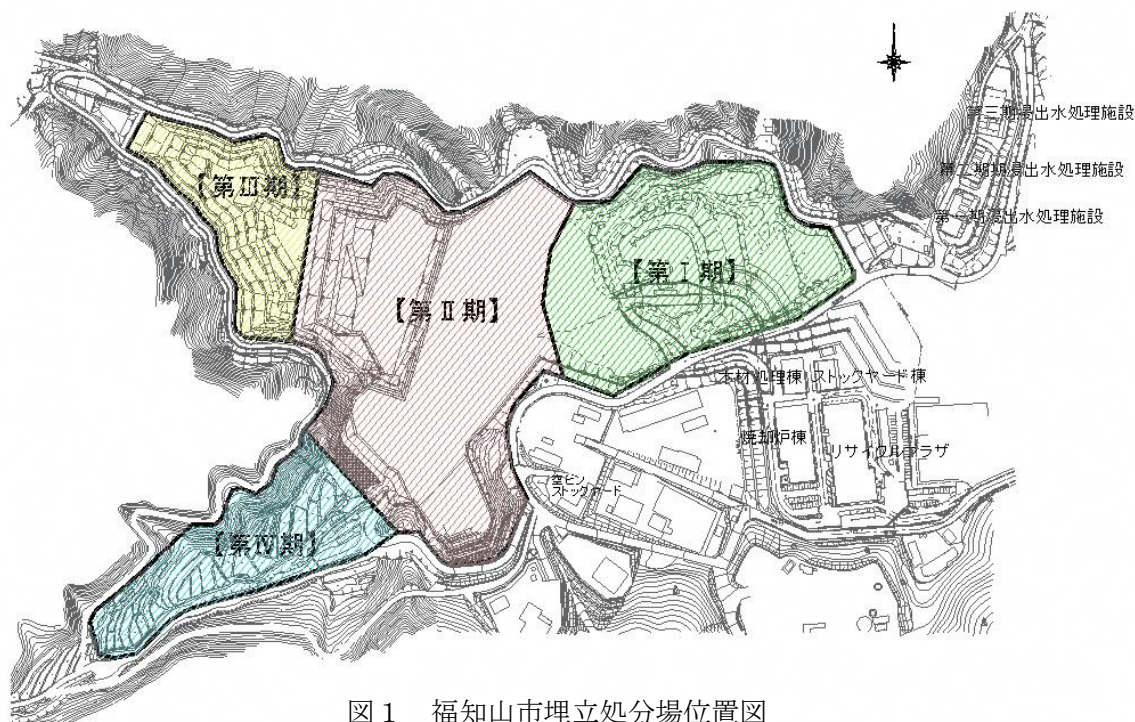


図 1 福知山市埋立処分場位置図

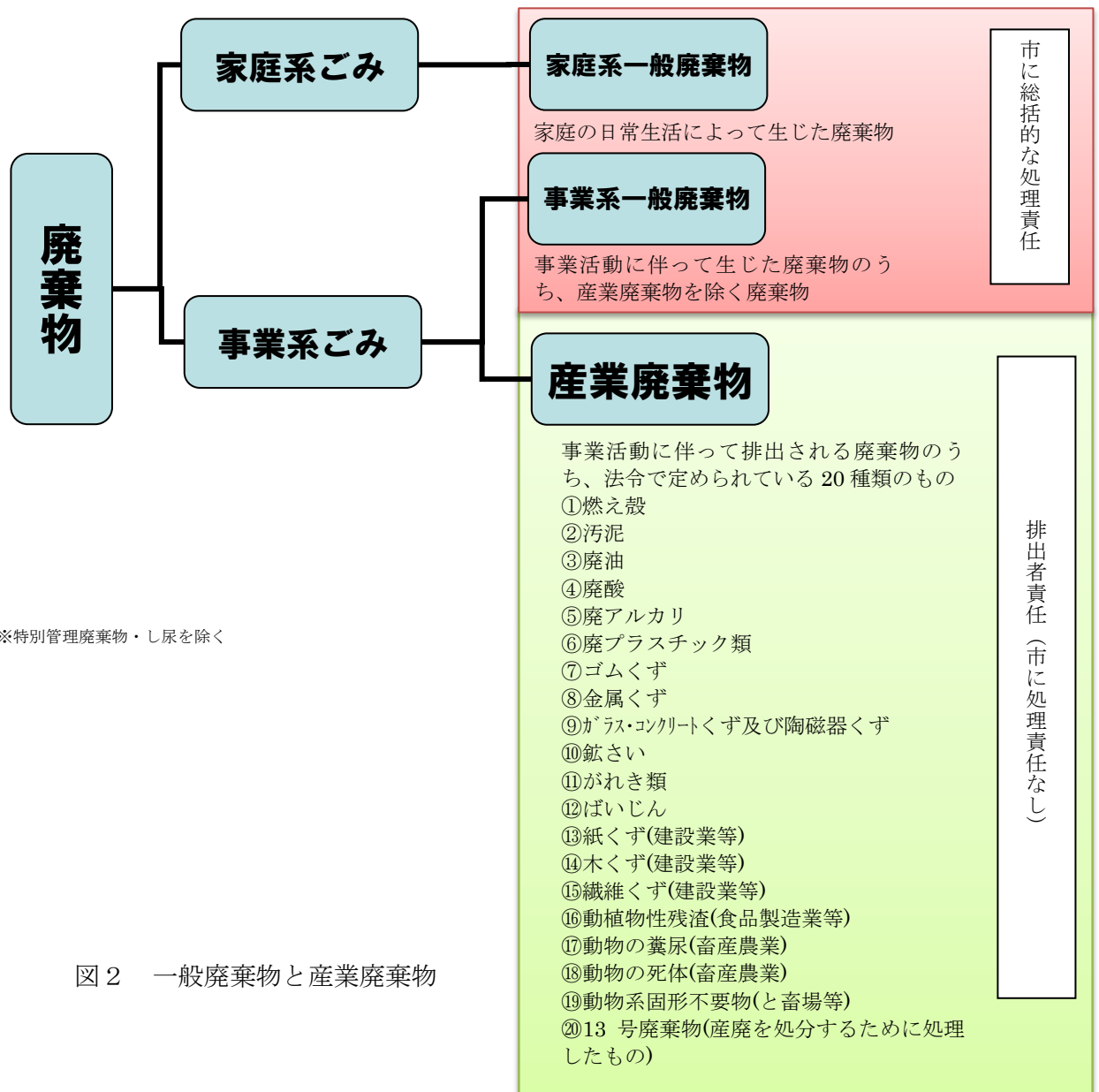
期別	埋立面積	埋立容量	使用期間
第Ⅰ期	31,300 m ²	376,000 m ³	S63.4～H8.1
第Ⅱ期 (H17 嵩上げ後)	40,000 m ²	584,000 m ³	H8.2～H27.8
第Ⅲ期	14,500 m ²	135,000 m ³	H27.1～

表 1 福知山市埋立処分場概要

(3) 一般廃棄物・産業廃棄物とは

廃棄物には、家庭の日常生活によって生じるごみ（家庭系ごみ）と、事業所の事業活動によって生じるごみ（事業系ごみ）がある。事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけではなく、学校や官公庁などの公共機関や、NPO（非営利団体）、宗教法人など、家庭以外で行なわれる全ての活動を指すものである。

家庭系ごみは全て家庭系一般廃棄物であり、市に処理責任が生じる。事業系ごみは、事業者自身が自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、そのうち事業系一般廃棄物は市町村の処理責任の下で、なるべく排出者自らの手で処理するよう努める他、市の廃棄物処理事業へ処理を委託することができる。産業廃棄物は、排出者責任を原則としており、自らの手で処理するほか委託基準等を遵守した上で許可業者へ処理を委託しなければならない。よって、産業廃棄物は通常、処理責任を有さない市は関与せず、許可を持った産業廃棄物処理業者が処理を行なっている。



第2章 現状把握と要因解析

第1節 ごみ処理量の現状把握と問題点

(1) 受け入れたごみの重量

平成28年度(2016年度)の環境パークのごみ受け入れ総重量は29,822 tで、その内訳は、家庭系一般廃棄物が15,294 t(51.3%)、事業系一般廃棄物が7,579 t(25.4%)、産業廃棄物が6,949 t(23.3%)であった。

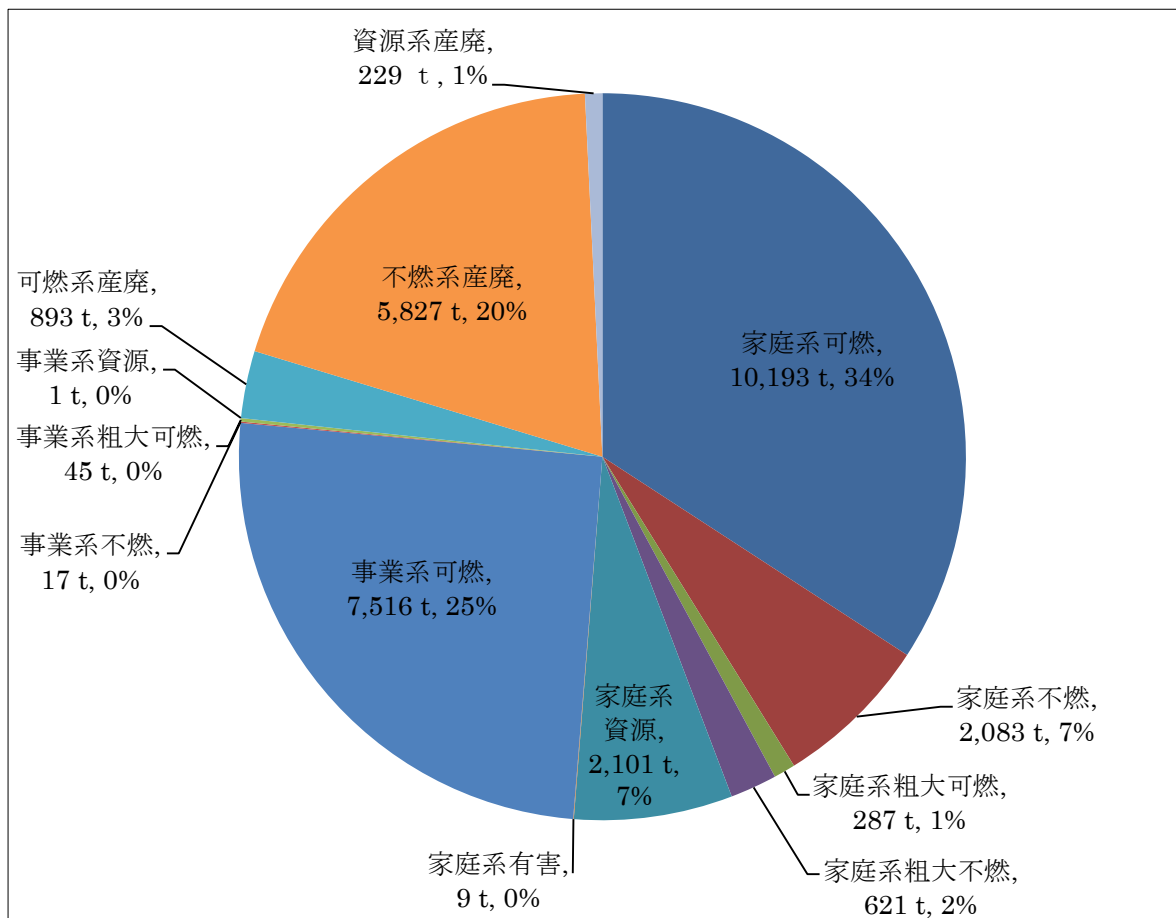


表2 環境パーク搬入量内訳 (H28年度)

(2) 埋め立てたごみの容量

埋め立てたごみの総容量は 19,027 m³で、その内訳は、一般廃棄物が 8,031 m³ (42%)、産業廃棄物のうち普通産業廃棄物が 7,901 m³ (42%)、建設系産業廃棄物が 3,095 m³ (16%) だった。

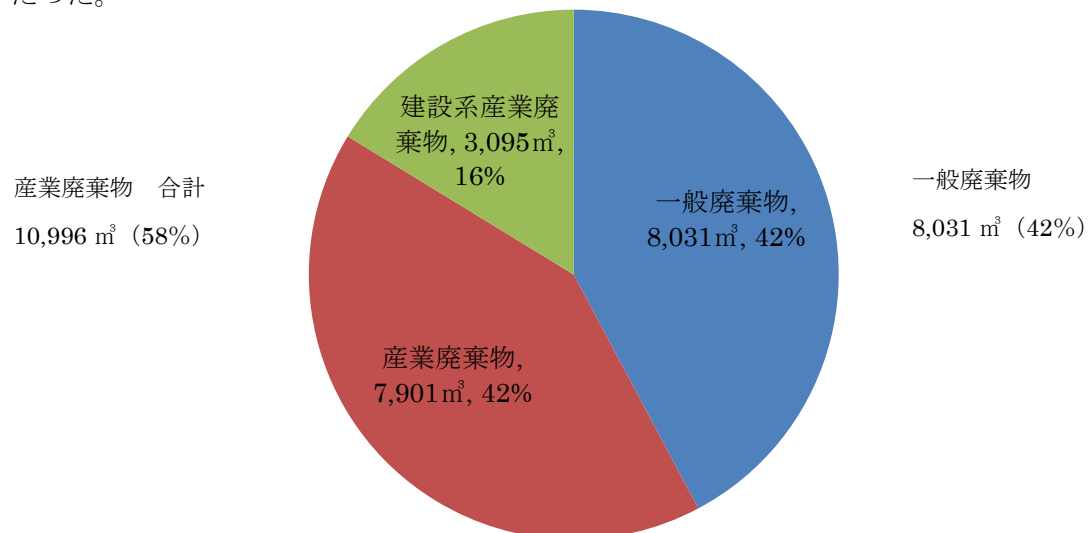


表3 環境パーク埋立容量内訳 (H28 年度)

(3) 埋立処分場の残余量

現在埋め立てをしている第Ⅲ期埋立処分場の平成 28 年度 (2016 年度) 末残余量は 112,800 m³である。ここ最近の実績では年平均 2 万 m³ (災害があった年は 3 万 m³) を埋め立てていることから、平成 28 年度 (2016 年度) 末時点での埋立処分場の残余年数は 6 年弱となっている。

平成 29 年度 (2017 年度) から整備を開始した第Ⅰ・Ⅱ期埋立処分場の嵩上げ工事により、19 万 m³の増量、未整備の第Ⅳ期埋立処分場の容量は確定ではないが、20 万 m³増量すると、合計約 50 万 m³ (最終覆土を含む) 確保できるが、現状のままの埋立量が続くとすれば、牧神谷の処分場 (第Ⅰ期～第Ⅳ期) は令和 19 年 (2037 年) ころに埋立終了となる。

(4) 問題点

牧の土地には第Ⅳ期埋立処分場用地の他に新たな処分場用地はなく、令和 19 年 (2037 年) 以降の候補地の選定は現在行っていない。第Ⅳ期埋立処分場以降の処分場の用地を確保しようとするならば、現時点から用地選定・買収を開始しなければならないが、非常に困難を極めることが想定される。したがって、今ある処分場をできるだけ長く、大事に使用するため、埋立容量の 58% を占める産業廃棄物の受け入れについて早急に対策を講じる必要がある。

第2節 要因解析

廃棄物の搬入量・埋立容量が多い要因は次のとおりである。

(1) 産業廃棄物の受け入れ

①併せ産廃処理について

廃棄物処理法では、「市町村は一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる」と規定されており、地域の実情に合わせて地方公共団体が産廃を処理することも可能としている。

しかし、事業者は自らの責任において産業廃棄物を処理しなければならないという「排出者責任」が大前提であり、産業廃棄物の処理は市町村の責務ではないため、市町村設置の一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を受入れているところはほとんどなく、一般的には民間の産業廃棄物処理業者が処理を行なっている。

本市では、長田野工業団地造成完了時から産業廃棄物を積極的に受け入れていた経緯があり、また、平成17年度（2005年度）からは、市内事業所の利便性と地域振興のため「併せ産廃」として産業廃棄物を受入れている。

本市と同様に併せ産廃処理を行なうと条例に規定している市町では、家庭系ごみと合わせて焼却できるものだけを受入れているところや、実際にはごく少量しか持ち込まれないため一般廃棄物と見なして処理しているところも多くあるようである。

本市のようにほとんどの種類（産廃20種類のうち16種類）の産業廃棄物を受け入れる市町村は近隣市町にはない。

市町名	受入の状況	手数料※
福知山市	16種類（燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・鋳さい・がれき類・ばいじん・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣・動物の糞尿・動物の死体・動物系固形不要物）	全て 410 円
京都市	×	—
向日市	×	—
長岡京市	×	—
宇治市	×	—
城陽市	×	—
八幡市	×	—
京田辺市	×	—
木津川市	×	—
亀岡市	×	—
南丹市	×	—
綾部市	3種類（廃プラスチック類・動植物性残渣・おがくず等） ※固形燃料化	全て 411 円
舞鶴市	×	—
宮津市	×	—
京丹後市	△災害廃棄物・火災廃棄物に限る	(100 円)
篠山市	3種類（廃プラスチック類・医療系感染性廃棄物・動植物性残渣）	廃プラ・医療系 500 円 動植物残渣 400 円
丹波市	×	—
朝来市	×	—
養父市	×	—
豊岡市	（北但行政事務組合）6種類（下水汚泥・ガラス陶磁器くず・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣）	200 円

※1 20kg 当たりの税込み単価にして表記

表 4 近隣市の産業廃棄物受入状況

②埋立処分場を圧迫する産業廃棄物

第1節(2)でも述べたとおり、事業所と建設現場から排出される産業廃棄物は、埋立処分場の年間埋立容量 19,027 m³のうち 10,996 m³と約 58%を占める。産業廃棄物の埋立量の中でも嵩が高い廃プラスチック類が 76%を占め、埋立処分場を圧迫していることが分かる。

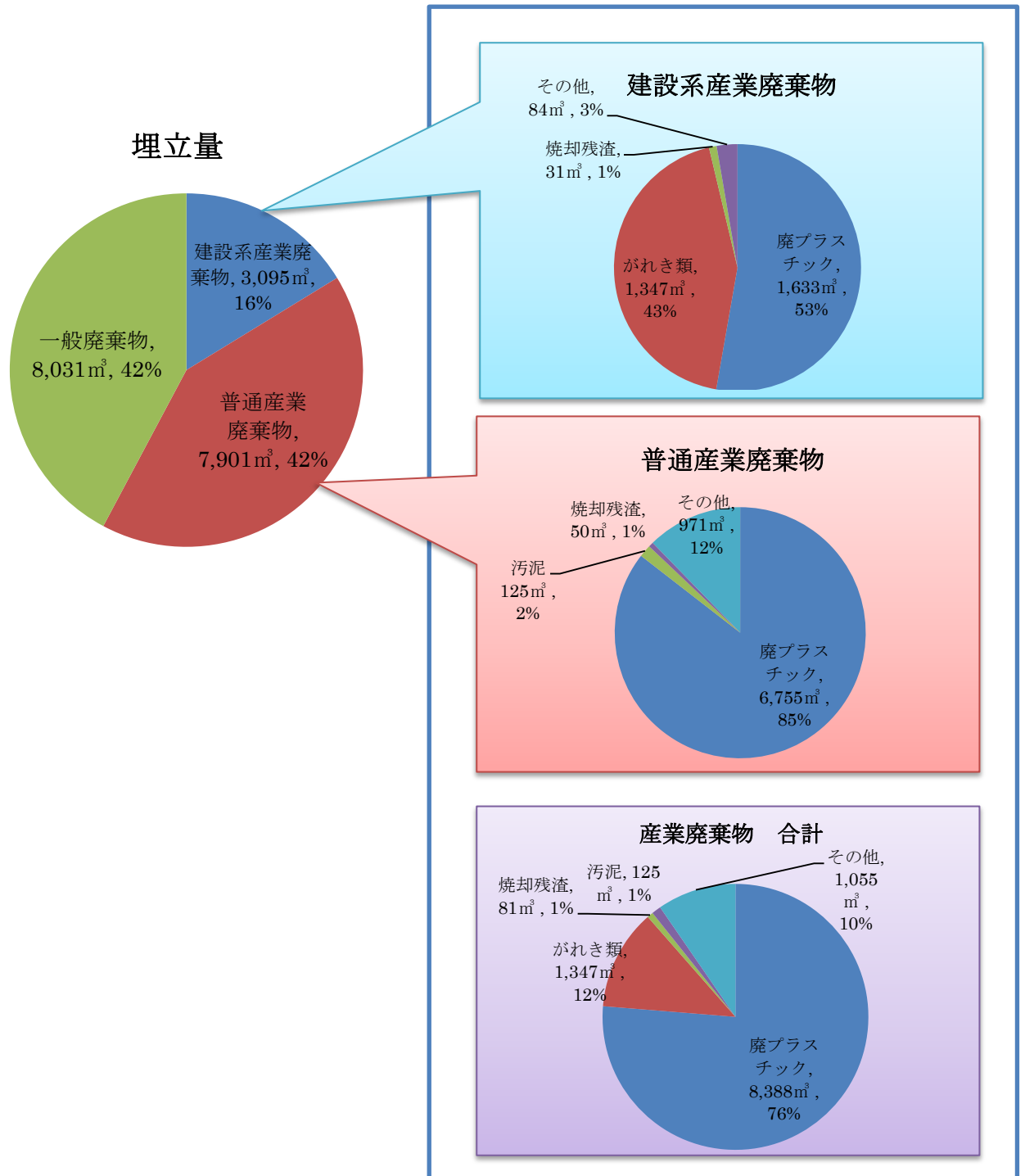


表5 品種別埋立量 (H28年度)

(2) 安価な処理手数料

本市環境パークでは、近隣の産業廃棄物処理業者よりも安価な手数料で産業廃棄物を受け入れている。事業所が処理費用が安いところを選択することは当然であり、市内外を含め多量の産業廃棄物が環境パークに集まってきているものと推測する。

	混合	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類				ガラス・陶磁器		繊維	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	動物系固形不要物	
				基本	塩ビ	FRP	RPF適合	基本	石膏								
環境パーク	—	410	410	410	410	410	—	410	410	410	410	410	410	410	410	410	
中間処理	A社(市内)	540 ～ 777	—	—	756	—	—	—	388	475～ 777	—	172 (瓦・レ ンガ)	—	324～ 756	—	—	—
	B社(市内)	820 ～ 1,080	—	—	604～ 691	—	—	—	820	993	—	432 (瓦)	540	518～ 691	—	—	—
	C社(市内)	1,080	—	—	混合 1,080	—	—	—	混合 1,080	—	—	540	混合 1,080	432	混合 864	—	—
	D社(市内)	—	—	216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	216	—
	京都環境 保全公社 (京丹波町)	—	—	有機 756 伏見	993	1,209	1,425	648	—	—	—	—	669	669	993～ 1,101	1,296 伏見	1,728 伏見
(参考)最終処分	京都環境 保全公社 (京丹波町)	—	518	無機 518	1,015	—	—	—	453～ 2,181	777	518	453	—	—	—	—	—
	フェニックス (大阪湾)	—	406	261～ 315	315	—	—	—	252	—	228	209	—	—	—	—	—

(円/20kgに換算。税込み)

表6 産業廃棄物処理手数料の比較

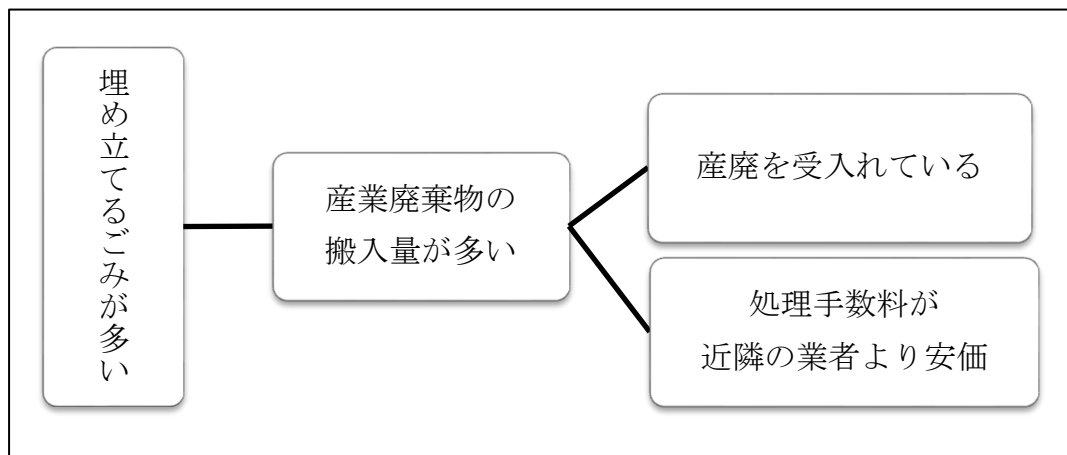


図3 埋立処分場残余容量逼迫の要因

第3章 埋立処分場延命化実施計画

前章で述べたように、本市環境パークの埋立処分場の残余量を圧迫している大きな要因は「産業廃棄物の受入れ」と「安価な処理手数料」にある。これら要因に対する対策と実施時期を以下に示す。

(1) 延命化対策

①不燃系産業廃棄物処理手数料の改定

本市の産業廃棄物処理手数料は、消費税改定による値上げ以外では、平成9年（1997年）以降改定を行なっていない。ごみの処分に要する経費と手数料額との間に乖離が生じている。産業廃棄物の処理は排出者の責任であるから、相応の費用負担を求めなければならない。

よって、処理原価と近隣の産廃業者の処理料金を考慮し、埋立処分場の延命化、産業廃棄物の排出抑制・減量化・資源化の促進が見込める手数料の額に改定を行なう。

②不燃系産業廃棄物受入の見直し

産業廃棄物は市町村に処理の義務・責任はなく、排出者責任のもと適正に処理されるべきものである。今後は、環境パークの本来の姿である一般廃棄物処理施設に戻す措置として、不燃系産業廃棄物の受入を停止する。

(2) 実施時期

産業廃棄物の排出者である事業者には急激に影響が出ないように考慮しつつ、前述の対策を令和元年度（2019年度）を始期と、以下のとおり実施する。

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
関係者周知 条例改正	関係者周知 手数料改定	関係者周知 再検証	関係者周知	関係者周知	関係者周知 条例改正	受入停止
現一般廃棄物処理基本計画		次期一般廃棄物処理基本計画				

